

諮問（情）第 43 号

答 申

第 1 審査会の結論

訴訟事案以外で事務処理を弁護士に委任した案件の分野等が分かる文書の公開を求める請求（以下「本件請求」という。）に対して、市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）により非公開とした部分のうち、委任契約書（以下「本件対象公文書」という。）中の第 5 条及び別記の部分は公開すべきであるが、残りの部分については非公開が妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 4 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 5 月 11 日に行った本件請求に対して、諮問庁が行った原決定を取り消し、全部公開の決定を求めるとともに、関連文書についても公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 案件名、目的、弁護士費用等は本契約の存否の証明、骨格となる項目であり、公開しない理由とする個人の権益の保護や公開することで所期の成果が得られにくくなる云々との漠然とした理由での排除は許されない。「所期の成果が得られない」「事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす」とは、本件に照らした場合、具体的にどんな事象なり差し障りを指すのか、事務の性質を踏まえた説明が必要である。
- (2) 費用は公費の支出であり、何の案件にどのような理由で委任し、相手方をどう選出し、その対価が適正であるかを納税者たる市民が判断する重要な因子である。
- (3) 委託案件名、目的、費用、相手方選定の理由等の公表は「札幌市契約規則」において規定されている事項である。
- (4) 本件対象公文書のほか、弁護士委任起案、支出負担行為伺書等の公開を求める。請求にあたって、公文書名などが分からない時は、その趣旨や項目名などでも請求できることになっている。また、請求受付後に当方の請求目的等を確認した経緯もある。
- (5) 開示請求書にその文書名が無いとの理由で、開示文書を委任契約書のみで絞り、それも受け取った者が何の請求目的も叶えられないような今回の処分や市の姿勢は、条例が目的とする、「市民の知る権利を具体化…市政について市民に説明する市の責任…市民の参加と監視…」の理念を著しく損する。
- (6) 市の事務執行に疑念を持たれる事になった事自体を反省し、積極的に関係文書等も開示し、疑念を払拭すべきところを、都合の悪い項目なり、文書はすべて伏せようとする姿勢には大いに疑問を持つ。
- (7) 今回の請求に至った経緯は、本件弁護士委任について説明を求め、区役所窓口を訪問した際の対応に端を発する。市が説明責任を放棄していること及び市と弁護士との関係をハッキリさせたいからである。市の猛省と公正で民主的な市政運営に向け情報

の全部開示を求む。

第3 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 対象者名（それが判明する部分も含む。）は、特定の個人を識別できる対象者の氏名等であることから、条例第7条第1号本文の規定に該当する情報であり、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書きアからウまでのいずれの規定にも該当しないものであるため、非公開とした。
- (2) 委任事案に係る情報の一部（案件名、目的、弁護士費用等）は、公開することにより、所期の成果が得られにくくなり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、条例第7条第5号オの規定に該当する情報であるため、非公開とした。
- (3) 事務の適正な遂行に係る著しい支障については、漠然とした不安感をもとに主張しているものではなく、明確な支障性が存在する。
- (4) 本件委任契約は、札幌市契約規則において契約内容を公表するものとされている契約には該当しない。
- (5) 本件請求で求められている情報は、本件対象公文書により知ることができるものであるため、対象公文書の特定に瑕疵はなく、これに係る手続き上の違法はない。請求目的がかなえられなかったことは、文書の特定に問題があったのではなく、関心事が非公開情報に該当したからである。

第4 審査会の判断

1 本件対象公文書

請求内容は、過去3年間において、訴訟事案以外で事務処理を弁護士に委任した案件の分野等がわかる文書であり、諮問庁は弁護士との委任契約書（平成24年3月6日、平成24年4月2日契約分）を対象公文書として特定した。

2 本件非公開部分

本件対象公文書のうち、原決定において非公開とされた部分は、契約対象者の氏名（それが判明する部分も含む。）及び委任事案に係る情報の一部（案件名、目的、弁護士費用等）である。

3 対象公文書の特定

異議申立人は、請求対象公文書の特定に瑕疵があるため、手続き上の違法又は不当がある旨の主張をしていると考えられるため、これについて検討する。

一般的に請求書には、公文書を特定するために必要な事項として、必ずしも公文書の正式名称が記載されているものではなく、知りたい情報を記載したうえで、それが分かる文書を請求するといった記載がされる場合がある。この場合、実施機関は、請求書に記載されている請求者が知りたい情報と、公文書に記録されている情報を照らし合わせるなどして、請求内容に対応する公文書を特定する必要がある。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、請求書に記載のある「案件の分野、件数、費用、弁護士の人数等」は、本件対象公文書に記録されている情報又は本件対象公文書

を集積することにより知ることができる情報であることが確認できた。よって、本件対象公文書は、請求内容に対応する公文書であると認められるため、諮問庁が行った本件対象公文書の特定について、手続き上の違法又は不当はないと判断する。

4 契約内容の公表

異議申立人は、契約案件名等について、随意契約であれば「札幌市契約規則」で公表が規定されている旨を主張しているため、これについて検討する。

異議申立人は札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第19条の2の規定について主張していると思われるが、本条項は地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づき随意契約により締結することを予定している契約について、役務等の名称、数量及び随意契約を行う理由等の公表を規定しているものである。本件対象公文書に係る契約は、同項第3号又は第4号の規定に基づくものではないため、本条項が適用されるものではない。よって、異議申立人の主張は失当である。

5 条例第7条第1号該当性

本件対象公文書を見分したところ、契約対象者の氏名及びそれが判明する部分が記録されていることを確認した。契約対象者の氏名及びそれが判明する部分は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第1号本文に該当し、かつ例外的に公開される情報を定めた同号ただし書きアからウのいずれにも該当しないと認められる。よって、非公開が妥当である。

6 条例第7条第5号才該当性

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、案件名、目的、弁護士費用等のうち、本件対象公文書第5条及び別記の部分については、公開することの公益性と比較衡量してもなお、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすものとまでは言い難いと判断した。よって、原決定を取り消し公開すべきである。

上記以外の案件名、目的、弁護士費用等については、公開することにより、当該事務が目指す成果が得られにくくなり、公開することの公益性と比較衡量してもなお、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすものであると認められた。よって、条例第7条第5号オの規定に該当する情報であると認められるため、非公開が妥当である。

また、異議申立人は、「所期の成果が得られにくくなる云々との漠然とした理由での排除は許されない」と主張するが、本件においては、具体的な理由を説明することが非公開部分を公開することと同様の効果が生じるため、当該非公開理由はやむを得ないと判断する。

7 その他

異議申立人は、請求に至った経緯及びこれに係る札幌市の対応についての疑問等について種々主張しているが、これらは本件請求に係る公開・非公開等の判断に直接関係しない主張であり、当審査会で判断する事柄ではない。

8 結論

以上のことから、第1のとおり判断する。

第5 審査経過

審査経過は、次のとおりである。

■審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成24年9月7日	諮問書及び諮問庁の一部公開理由説明書を受理
平成24年10月3日	異議申立人の意見書を受理
平成24年11月6日 (第105回審査会)	審議（事案の概要説明）
平成24年11月20日 (第106回審査会)	異議申立人からの意見聴取 諮問庁からの事情聴取
平成24年12月5日 (第107回審査会)	審 議
平成24年12月13日 (第108回審査会)	審 議
平成24年12月27日	答 申